

別表

令和3年4月1日

分類	種目	給付限度額	耐用年数	対象者		機能	備考1	備考2
				手帳障害程度	年齢			
介護・訓練支援用具	入浴担架	82,400	5年	下肢・体幹 1・2級	3歳以上	担架に乗せたままリフトで入浴させるもの	入浴介助を要する方	介護保険優先
	訓練いす	33,100	5年	下肢・体幹 1・2級	3歳以上 18歳未満	原則テーブルが付いたもの		
	特殊寝台	162,000	8年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	6歳以上	頭部、脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの		介護保険優先
	移動リフト	257,500	4年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	3歳以上		天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。浴槽設置型を含む	介護保険優先
	体位変換器	15,000	5年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	6歳以上		下着交換等に介護を要する方 体位交換等で姿勢を保持するための用具を含む	介護保険優先
	特殊尿器	67,000	5年	下肢・体幹 1級 ▲難病対象者	6歳以上	尿が自動的に吸引されるもの	常時介護を要する方	介護保険優先
	エアーマット	100,000	5年	下肢・体幹 1級 愛の手帳1・2度 ▲難病対象者	18歳以上	じょうそう防止または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためにマット(寝具)にビニール等を加工したものの可動式エアーマットを含む	常時介護を要する方 18歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方	
自立生活支援用具	入浴補助具	90,000	8年	下肢・体幹 ▲難病対象者	3歳以上	入浴時の移動、座位保持入水等を補助できるもの	耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であればその枠内での再給付を可とする。住宅改造(設置工事を含む)を伴うものを除く。	介護保険優先
	便器	16,500	8年	下肢・体幹 1・2級 ▲難病対象者	3歳以上	ポータブル型を含む	住宅改造を伴うものを除く	介護保険優先
	頭部保護帽	36,750	5年	肢体不自由者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	医師の意見書により必要が認められた方	施設入所、入院時の給付可能
	自動消火装置	28,500	8年	身体障害者手帳3級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳1・2級 ▲難病対象者		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	障害者のみの世帯(15歳未満の子の同居を含む世帯)	消火器設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているもの
	電動車いす用雨がっぱ	20,000	3年	補装具として電動車いすの交付を受けている方	6歳以上			
	車いす用雨がっぱ	10,000	3年	補装具として車いすの交付を受けている方	6歳以上			
	屋内信号装置	87,400	10年	聴覚1・2級	18歳以上	音や音声を光や触覚で知らせるもの	取付工事費等は自己負担	
	携帯用信号装置	20,200	8年	聴覚・音声・言語3級以上	6歳以上	送信機による合図が視覚や触覚などで知覚出来るもの		
	音響案内装置	51,000	10年	視覚1・2級	6歳以上	携帯型の送信機により、メロディまたはチャイムが流れるもので障害者が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担	
	(送信機のみ)	7,000	8年	ただし、2級は送信機のみ				
	フラッシュベル	12,400	8年	聴覚・音声・言語3級以上	6歳以上	障害者が容易に使用できるもの		
	電磁調理器	41,000	6年	上肢1・2級、下肢・体幹1級、視覚1・2級、愛の手帳1・2度	18歳以上	障害者が容易に使用できるもの	取付工事費等は自己負担	
	音声キッチンスケール	25,000	6年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	障害者のみの世帯(15歳未満の子の同居を含む世帯)	
	イヤーマフ	6,800	3年	愛の手帳所持者が聴覚過敏の方	年齢制限なし	両耳を覆うことで、聴覚過敏などに対応できるもの	聴覚過敏について医師の認めたもの	
	大音響・振動時計	12,600	10年	聴覚3級以上	6歳以上			
	移乗・移動支援用具	26,000	8年	平衡機能・下肢・体幹	3歳以上	障害者が移乗のために、安全かつ容易に使用できるもの		介護保険優先
歩行支援用具	60,000	8年	平衡機能・下肢・体幹 ▲難病対象者	3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助・段差解消等の機能を有する手すり、スロープ等であって必要な強度と安定性を有するもの	住宅改造(設置工事を含む)を伴うものを除く	介護保険優先	
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(ハルスオキシメーター)	157,500	5年	呼吸器・心臓3級以上、人工呼吸器装着者、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者、▲難病対象者	3歳以上		3歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方	
	音声式体温計	9,000	5年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの		
	音声式体重計	18,000	5年	視覚1・2級	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの		
	音声式血圧計	15,000	6年	視覚3級以上	18歳以上	音声による読み上げ機能を有するもので、障害者が容易に使用できるもの	医師の意見書により血圧の管理が必要と認められた方	
	吸入器	36,000	5年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者、▲難病対象者	3歳以上	障害者が容易に使用できるもの	3歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方	
	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障害、咽頭・喉頭摘出による音声機能障害、特別障害者手当・障害児福祉手当受給資格認定者、▲難病対象者	3歳以上	障害者が容易に使用できるもの	3歳未満の場合、医師の意見書により必要が認められた方	
	透析液加温器	51,500	5年	腎臓機能障害者で人工透析が必要な方	3歳以上	透析液複数本を同時に加温かつ保温できるもの		

別表

令和3年4月1日

分類	種目	給付限度額	耐用年数	対象者		機能	備考1	備考2
				手帳障害程度	年齢			
情報・意思疎通支援用具	ポータブルレコーダー	85,000	6年	視覚3級以上	6歳以上	音声や点字で操作でき、デジタル方式で記録された図書等の再生が可能なもの	どちらか選択とする。	施設入所、入院時の給付可能
	テープレコーダー	25,000	6年	視覚1・2級				
	触読時計	13,300	10年	視覚1・2級	18歳以上	障害者が容易に使用できるもの	どちらか選択とする。	施設入所、入院時の給付可能
	音声時計							
	携帯用会話補助装置	99,800	5年	音声・肢体不自由で音声言語の著しい障害を有する方	6歳以上	発声言語(日常会話など)を音声または文書に変換するもの	肢体不自由の場合、医師の意見書により必要と認められた方	施設入所、入院時の給付可能
	活字文書読上げ装置	99,800	6年	視覚1・2級	6歳以上	音声による読み上げ機能を有するもの		施設入所、入院時の給付可能
	会議用拡聴器	38,200	6年	聴覚4級以上	6歳以上			
	点字タイプライター	63,100	5年	視覚1・2級	6歳以上	就労・就学している方又は就労が見込まれた方		
	点字ディスプレイ	288,000	6年	視覚1・2級	18歳以上	点字による読み書きが標準的にできるもの		
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8年	拡大文字で読書が可能となる視覚障害者	6歳以上	拡大された画像を簡単にモニター等に映し出せるもの		施設入所、入院時の給付可能
	FAX	25,000	5年	聴覚・音声・言語機能に著しい障害のある方	6歳以上	障害者が容易に使用できるもの	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	取付工事費等は自己負担
	地デジラジオ	20,000	6年	視覚1・2級	18歳以上	点字表記等により障害者が使用可能なもの		
	情報受信装置	88,900	6年	聴覚障害者でCS障害者放送の視聴が可能なる方	6歳以上	字幕及び手話通訳の映像をテレビ画面に出力、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	取付工事費等は自己負担	
	点字器	10,400	5年	視覚障害者	6歳以上			
	人工喉頭	70,100	4年	音声機能障害者		電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		施設入所、入院時の給付可能
	埋込型人工鼻	23,100	継続	常時埋込型の人工喉頭を使用する音声機能障害者		人工鼻用カセットとアドヒューシブに限る		施設入所、入院時の給付可能 医療保険優先
	点字図書			主に点字によって情報を入手している視覚障害者	6歳以上	年間6タイトルまたは24巻	点字図書給付に係る利用者負担額は、一般図書の購入価格相当額とする。	施設入所、入院時の給付可能
	SPコードプロテクト	5,000	10年	視覚3級以上	18歳以上	SPコード読み取り機能を有する携帯電話を使用できるもの		
各種パソコン画面音声化ソフト	75,600	5年	視覚1・2級 上肢1・2級	15歳以上	パソコン使用時に表示文字又は入力文字を音声で知らせるもの	義務教育を修了した者で、日常的にパソコンの利用が可能なる方	耐用年数内であっても給付限度額に満たない給付額であればその枠内での再給付を可とする。	
キーボードガード					障害者が容易に使用できるもの			
排泄管理支援用具	収尿器	8,500	1年	膀胱直腸機能障害、肢体不自由者				施設入所、入院時の給付可能
	ストマ用器具(消化器系)	8,858	継続	膀胱直腸機能障害			ストマ用品および洗滌用具を含む。	
	ストマ用器具(泌尿器系)	11,639	継続	膀胱直腸機能障害			ストマ用品および洗滌用具を含む。	
	紙おむつ等	12,000	継続	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の必要な方 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ器具を装着することができない者で紙おむつ等の必要な方 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の必要な方	3歳以上		次のいずれかの物品とする 1 紙おむつ 2 サラン、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品 3 洗滌器具	
住宅改修費	居室生活動作補助用具(小規模改修)	200,000	1度のみ	下肢・体幹3級以上、補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ▲難病対象者	3歳以上 65歳未満		・住宅改修	介護保険優先

(注) ▲難病対象者は、医師の意見書において、障害者総合支援法省令に定められた疾病等により手帳所持対象者と同程度の状態であることと、用具の必要性が認められた方。